

旭川市保健所条例（抜粋）

（運営協議会）

第4条 地域保健法第11条の規定に基づき、旭川市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の組織）

第5条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、地域保健に関係する団体の代表者若しくはその推薦に基づく当該団体の職員又は地域保健に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

3 特別の事項を審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、特別の事項に関し知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

（協議会の委員）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（協議会の会長及び副会長）

第7条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（協議会の部会）

第9条 協議会は、特別の事項を審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（協議会の庶務）

第10条 協議会の庶務は、保健所において処理する。